

答申第34号  
平成13年9月4日

秋田県知事 寺 田 典 城 様

秋田県情報公開審査会  
会長 平川信



秋田県情報公開条例第11条の規定に基づく諮問について（答申）

平成13年4月5日付け長寿-56により諮問のあった次の事案について、別紙のとおり答申します。

秋田県知事が平成13年1月25日付け長寿-3103-2で行った「秋田県介護保険審査会三者代表合議体審査録及び秋田県介護保険審査会公益代表合議体審査録（平成12年11月16日開催分）」の非公開決定に対する異議申立て

（諮問第68号）

答 申

第 1 審査会の結論

健康福祉部長寿社会課の「秋田県介護保険審査会三者代表合議体審査録及び秋田県介護保険審査会公益代表合議体審査録（平成12年11月16日開催分）」（以下「本件公文書」という。）について、秋田県知事（以下「実施機関」という。）が非公開としたことは妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公文書の公開請求

異議申立人は、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、平成13年1月10日付けで、「秋介審-149平成12年11月24日付裁決書の根拠になった合議体の議事録」の公開請求をした。

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求に係る公文書を本件公文書と特定のうえ、条例第6条第1項第4号に該当するとして、非公開決定を行い、平成13年1月25日付けでその旨を異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、この処分を不服とし、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成13年3月21日付けで、実施機関に対して異議申立てをした。

第 3 異議申立ての趣旨及び理由

別紙1記載のとおり

第 4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

別紙2記載のとおり

## 第5 審査会の判断理由

### 1 本件公文書の内容等について

本件公文書は、平成12年11月16日に開催された秋田県介護保険審査会第三者代表合議体の審査録及び秋田県介護保険審査会公益代表合議体の審査録であり、これには実施機関の職員による審査請求案件の概要説明があったこと、委員の氏名及び発言等が記載されている。

### 2 条例第6条第1項第4号該当性について

#### (1) 条例第6条第1項第4号の解釈について

本号は、県の機関及び国等の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのあるものが記録されている公文書は公開しないことができることを規定している。

本号は、県の機関及び国等の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報が公開されると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれる場合等があることから、このようなおそれのある情報は、公開しないことができるとしたものである。

#### (2) 本件公文書の該当性について

本件公文書は、実施機関の附属機関である介護保険審査会が行った審査経過、内容等を記録する目的で作成されたものであるので、実施機関が行う審議、検討又は協議に関する情報に該当すると認められる。

次に本号への該当性について検討する。

秋田県介護保険審査会運営要綱第7条第1項には、「審査会の審理及び裁決については、審理の中立性及び公平性の確保や個人のプライバシー保護のため、審査会での請求人本人の口頭意見陳述時を除き、請求人本人も含め一切公開しない」と規定されており、介護保険審査会では、審査請求を審査する会議は非公開で行っている。

本来、会議の非公開と会議録の非公開とは別個に論じるべきであり、非公開の会議であっても会議録は公開される場合も考えられることから、本審査会としては、

介護保険審査会の会議が非公開で開催されたことと関わりなく、当該会議の会議録である審査録の公開の可否を審議した。

介護保険審査会は、介護保険法（平成9年法律第123号）第184条に基づき、保険者である市町村が行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行うために県に設置された附属機関である。介護保険審査会は、保険給付に関する処分又は保険料その他介護保険法の規定による徴収金に関する処分に関する審査請求がなされた場合、合議体として、各委員の間でその識見と専門的な知識に基づいて議論を尽くし、審査請求の当否について決定を行い、理由を付した裁決書によってその結論を審査請求人に通知するものであり、準司法的な機能を有するものといえる。

確かに、行政に民間からの多様な意見を取り入れるために設けられるような審議会においては、審議の具体的な内容を公開することにより、より多様な意見を誘発し、意見の深化が図られる場合があることは否定できないが、介護保険審査会は、そのような民間からの多様な意見を取り入れるために設けられたものではなく、準司法的作用を當む機関であることからすると、他の審議会や一般の行政機関以上に、介護保険審査会の各委員は適正かつ公平・中立的な判断が強く求められるから、審査の過程における各委員への他からの干渉を排除し、自由かつ率直な意見交換を可能ならしめることが必要不可欠である。

しかるに、介護保険審査会終了後に審査録が公開されることが予定されている場合、個々の審査において、審査請求に係る処分の被処分者の動作や身の回りの状態、意思疎通の可否・程度、問題行動の有無・程度、傷病・心身の状態、あるいは、生活状況・経済状況などに対する評価、判断など当該被処分者等のプライバシー一般や人格に深く関わる内容にまで発言等が及ぶこともあることから、委員が、外部の利害関係者から何らかの働きかけが行われたり、非難、中傷されたり、個人の責任が問われたりするなどの事態の発生を懸念するほか、自己の意見表明が利害関係者に何らかの影響を与えたたり、実施機関の職員による説明も含めた介護保険審査会の審査に対して無用な憶測、誤解などを引き起こすことを危惧することもあり得る。

これらは、委員にとって発言の際の心理的阻害要因となり、中でも前述の危惧については、発言した委員名が明らかにされるか否かに関わりなく、その心理的阻害要因になると認められる。

したがって、公開が予定されていることによる心理的影響から、自由かつ率直な意見交換等が阻害され、委員の公平・中立性、判断の適正性が損なわれる事態が生じ得ることは否定できない。

よって、本件公文書は本号に該当することから、実施機関が本件公文書を非公開としたことは妥当である。

## 第6 審査の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成13年 4月 5日	・諮問（第68号）
平成13年 5月 1日	・実施機関（健康福祉部長寿社会課）からの非公開理由説明書の受理
平成13年 5月15日	・異議申立人からの非公開理由説明書に対する意見書の受理
平成13年 5月31日 (第111回審査会)	・実施機関からの非公開理由の聴取
平成13年 7月 4日 (第112回審査会)	・審議
平成13年 7月31日 (第113回審査会)	・審議

## 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件公文書について平成13年1月25日付けで実施機関が行った非公開決定処分の取消しを求めるというものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

### 条例第6条第1項第4号該当性について

(一) 平成13年1月10日付けで請求した行政文書の内容は、「裁決書の根拠になった合議体の議事録及び決裁文書」であり、裁決書が示した審査請求却下の理由は、「審査会が審理することでは無いと判断する。」という、結論だけの端的な論旨だった。介護保険審査請求に係る処分内容は、介護保険料に関わる用語の説明責任を求めたものである。非公開とした議事録の内容は、請求人はもとより、一般住民においても特別な利害関係を有しない客観的情報であり、そこには、法解釈をめぐって自由な論議の展開はあっても、県民に秘匿すべき審理はあろう筈もない。

情報公開条例の趣旨、目的は、県民の知る権利にのっとり、県政の諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資するものであることはいうまでもない。審査会の会議が非公開であってもその議事録は当然には非公開にはならないし、国においては、行政改革委員会行政情報公開部会の議事録を、発言者の氏名を含めて全面公開していることから、介護保険審査会の議事録は公開すべきである。

しかしに本非公開決定は、例外的な非公開条項を探り立て、妥当性の判断と責任を回避しようとするものであることは明らかで、健全な社会通念上からも不当であり、法令の精神に違背する。公開条例の例外である非公開事由の要件判断は、厳格、慎重におこなわなければならず、公開を拒むためには、公開による弊害が現実的、具体的なもので、客観的に明白であることを要すると解されているが、実施機関は争点である意思形成過程情報（発言者への非難、中傷、委員の心理的萎縮ひいては、審理の中立性の阻害等々の予測）を過度に解釈している。いずれにせよ、議事録が住民の眼に晒されることを極度に恐れる実態はいかなるものか。匿名でなければ本音で語れない体质が消えないとすれば、県政の透明性などは画辯にひとしい。

したがって、本件非開示処分は、事実認定及び秋田県情報公開条例第6条第1項第4号の適用において誤りがある。

## 1 介護保険審査会の性格等

介護保険審査会は、介護保険法第184条に基づき、保険者である市町村が行った行政処分に対する不服申立ての審理・裁決を行う第三者機関として県に設置される地方自治法上の合議制の附属機関である。合議制機関においては、本来、その幅広い識見に基づいて審議も過程で様々な発言がなされ、これらの自由な発言をもとにして一定の結論に達するものであり、各委員の自由で率直な考え方、意見が阻害されないようにすることが最も重要である。

## 2 条例第6条第1項第4号該当性について

介護保険審査会運営要綱では「審査会の審理及び裁決については、審理の中立性および公平性の確保や個人のプライバシー保護のため、審査会での請求人本人の口頭意見陳述時を除き、請求人本人も含め一切公開しない」と規定しており、審査会の当日の審査は非公開の扱いとしている。

介護保険審査会は、一旦保険者が一定の手続きを経て行った処分に対して不服申立てがあった際に、その申立てに理由があるかどうかを個々の処分ごとに審査・裁決する紛争に関する審査機関であり、保険給付に関する処分については委員3人の合議体で、保険料その他介護保険法の規定による徴収金に関する処分については委員9人の合議体で審理し、各委員はそれぞれの識見に基づき発言を行っている。

各委員の発言内容及び発言者名が公開され、審議過程の情報が明らかになると、審査請求者にとってその内容がプラス、マイナスの両面があるが、マイナスとなるような場合には、各委員に対して特定の働きかけが行われたり、発言内容によっては発言した委員が非難、中傷される可能性がある。

そして、そのことが各委員の自由な発言を心理的に阻害する要因を構成し、その後の審査における自由かつ率直な意見交換が阻害され、合議制機関としての機能が果たせなくなり、当該審査会の意思決定に支障が生ずるおそれがある。そうなれば、介護保険制度全般の今後の円滑な実施にも支障が生ずるおそれがある。

以上の理由により、審査会当日の審査を非公開としているのに加え、「審査会の議事録」についても条例第6条第1項第4号の審議、検討等情報に該当し、非公開としたものである。

秋田県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

区分	氏 名	職 名	備 考
会長代理	小賀野 晶一	秋田大学教育文化学部教授	本件審査回避
	佐藤了子	聖靈女子短期大学講師	
	柴田一宏	弁護士	
会長	平川信夫	弁護士	
	古田重明	秋田経済法科大学法学部教授	

(平成13年9月4日現在)